

戦争・死刑と国家。そして国家と人民 (49)

小田中 聰樹

(東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人)

(今号から、主として 2015 年 10 月の安保法制の動きと闘いに入ります。9 月 19 日、安保法制が参議院を通過した後、国民はどう戦ったか、です。国民は安倍内閣に負けず、安保法制の打破に立ち向かっています。それを中心に詳述します。)

はじめに

2015 年 10 月に生じた事象について、第一に戦争法関連事実、第二に沖縄問題、第三に原発問題と核兵器問題、第四に教育と大学の問題、第五に TPP について、ほぼ日付順に書くことにする。そして最後に 2015 年 10 月が日本戦後史の中で持つ意義について書こうと思う。

1 戦争法関連事実

一 着々と進む戦争法の実施過程 (一)

(1) 安倍首相は、2015 年 9 月 26 日訪米し国連総会に出席した。そしてバイデン米副大統領との会談で、“戦争法の成立で日本の平和はより確かなものになる、日本が PKO に幅広く貢献することができるように制度を整えた、国際平和協力法を改正し従事可能な業務が広がり、さらなる貢献が可能になった、今後新体制の下で国連 PKO への貢献をさらに拡充する”、と述べた (2015 年 10 月 1 日赤旗)。そして安倍首相は、“安保理事会常任理事国として世界の平和と繁栄に一層貢献する責任を果たしていく”、と述べ、常任理事国入りが

野望であることを表明した (2015 年 10 月 1 日赤旗)。

(2) ①2015 年 10 月 1 日、防衛省の外局として防衛装備庁が発足した。同庁の設置は改正防衛省設置法の同年 6 月成立に伴ったものであり、防衛装備品 (武器) 開発・調達・廃棄・輸出を一元的に管理し、軍需産業の育成、武器輸出の推進も行う官庁——これが防衛装備庁の主な任務である。

防衛装備庁は、5 兆円規模の防衛予算の約 4 割 (2 兆円) を扱う国内最大の防衛装備品 (武器) を調達する機関であり、昨年 (2014 年) 4 月に

新たに定められた防衛装備移転三原則に基づき装備品の共同開発や輸出拡大の「司令塔」的役割を担う官庁である。庁内には約 20 人からなる「監察監査・評価官」が設置され、省全体を見る防衛監察本部と二重チェック体制をとり、コンプライアンス（法令順守）を図るとしている（2015 年 10 月 2 日河北新報）。

防衛装備庁は、戦争法の一環として、財界と結託して、武器の製造、武器の購買、武器の購入、武器の輸出、武器の研究、武器の開発に積極的に支援することを慫慂（勧誘）するのが任務である。

そして大学や研究機関には研究資金を自ら提供し、下請け機関化し、軍・産・学の一体化を推進する軍需体制が既に構築されているのである（2015 年 10 月 25 日赤旗）。

② 研究者がこのような軍需体制に包含されるか、それとも良心を賭けて軍事研究を拒否するか。勿論、研究者は後者を選択すべきである。しかし、注意しなければならないのは、「狼は羊の皮を被ってやってくる」ことである。広渡清吾前学術会議議長（専修大学教授）が 2015 年 9 月 16 日参議院安保法制特別委員会の地方公聴会で、戦争法に反対する立場に立ち、軍事研究しない大学に“なぜ軍事研究しないのかという議論が押し寄せてくることを、多くの

研究者が恐れている”と述べ、危機感を表明した（2015 年 9 月 28 日赤旗）。

このような危機感は正当である。それだけに学者や研究者は、「羊の皮を被ってやってくる狼」の正体を鋭く見抜く知性を持ち、歴史の検証に耐え得る良心的行動をとるべきである。

(3) ① 2015 年 10 月 1 日、米空母ロナルド・レーガンが横須賀に配備された。同艦には戦闘攻撃機 FA18 スーパーホーネットなど約 60 機の艦載機が搭載されている。

入港後の記者会見で、米海軍省のメイバス長官は、戦争法成立を“非常に喜ばしい。これまでも米海軍は海上自衛隊とは世界中のいろいろな地域で訓練や活動をおこなってきたが、この法制が通ったことで、さらに関係が深化・強化される”と述べ、日米軍事一体化を加速させることに期待感を示した（2015 年 1 月 2 日赤旗）。

② このレーガン配備は、オバマ政権の太平洋地域における戦略的再配置の一環である。しかし横須賀市民に強い不安を与えた措置であり、抗議活動が展開されたのは当然である。日本平和委員会は、10 月 1 日抗議声明を発表し、戦争法が発動されると同空母を自衛隊が平時から防護する任務を公然と担うことになる

と指摘し、さらに同空母配備に反対 49.7%、賛成 13.7%であることを指摘し“切実な市民の要求と連帯し、…原子力空母撤去をめざす運動を支持し、ともに実現のために奮闘する”と述べて抗議した（10月2日赤旗）。

（4）① 戦争法の危険性は、建前は別として事実上は中国を軍事的脅威とみなし、南シナ海をめぐる米中両国の対立に日本が関与し参戦する危険のあることである。

② 8月11日、暴露された自衛隊の内部文書によれば、日米間の「平時からの協力措置として、①情報収集、警戒監視及び偵察、②アセット（装備品）の防護が併記されている。このうち①では“南シナ海に対する関与のあり方の検討”をすすめている。関与のあり方について明記されていないが、アメリカ側は“日本が南シナ海でパトロール任務や活動を行うことを期待する”と述べ、哨戒活動への自衛隊参加を期待しているとしているのである（10月5日赤旗）。

つまり、アメリカは南シナ海での中国進出を押さえ込むため日本の自衛隊を利用しようとしているのである。

（5）ここで、日米同盟の盟主ともいべきアメリカの非道な病院空爆について簡単に触れたい。

① 2015年10月3日、アフガニスタン北部のクンドウズで国際医療支援団体「国境なき医師団」（MSF）の病院が米軍により一時間にわたり空爆され19名が殺害され37名が負傷した。反政府勢力タリバンを狙った攻撃であるとされたが、MSFは同日“国際人道法に反した唾棄すべき行為だ”と厳しく糾弾する声明を出した。

そしてMSFは、誤爆を避けるためアフガン治安部隊や国際部隊、タリバンなど関係者に病院の位置を通知していたのであり、にも拘わらず空爆が行われたのである。同月3日オバマ大統領は“米国民を代表して、医療関係者その他民間人死傷者に対し、心からお悔みする”と表明したという。

② しかしこの一片のお悔みですむような話ではないことを私達は批判すべきだと思う。複雑な中東情勢の中で起きた病院空爆は、日米同盟により自衛隊がアメリカ支援に参加する可能性のあることを示唆しているからである（10月5、6日河北新報）。

（6）① 10月7日、第三次安倍内閣が発足した。発足直後の記者会見で、安倍首相は、「一億総活躍社会」「GDP600兆円」など「新三本の矢」の推進を強調する一方、戦争法批判には耳を傾ける姿勢を一切示さ

なかった（10月8日赤旗）。また
“未来へ挑戦する内閣だ”“今後の政
権運営は経済政策を一層強化する”
と述べる一方、2018年9月までの任
期中にとりくむ課題として改憲を挙
げ“国民的議論を深めたい”と述べ
た（10月8日河北新報）。

② この断片的報道から浮かび上
がってくるのは、第三次安倍内閣と
は、①改憲を表に出さず国民を油断
させて実行しようとする内閣であ
り、②一億総活躍社会、新三本の矢
など経済政策を表に出して恰も国民
が富む社会の実現をめざすかのよう
な幻想をふりまく内閣であること
である。

（7）① この第三次安倍内閣
は、安倍首相を含む20人の閣僚のう
ち公明党の石井啓一国土交通相を除
く全員が「日本会議国会議員懇談
会」「神道政治連盟国会議員懇談会」
「みんなで靖国神社に参拝する国会
議員の会」の三団体のいずれかに所
属してきた「靖国派」の政治家であ
る。

これらの会はいずれも第二次大戦
をアジア解放の正義の戦争として美
化、正当化し、靖国神社に参拝した
りしてきた。閣僚のうち安倍首相を
はじめ8人が三つの議連のすべてに
加盟しており、神道政治連盟議員懇
談会には安倍首相ら17人が加盟し、
「日本会議国会議員懇談会」の加盟

議員の中で安倍首相と麻生副首相は
特別顧問である（2013年2月現
在）。

② これらの団体の総元締めとも
いうべき「日本会議」とは如何なる
団体か。その設立趣意書には、“東京
裁判史観の蔓延は、諸外国への卑屈
な謝罪を招き”とある。この趣意書
からも明らかなように戦後の世界的
共通理念である民主主義や平和主義
の理念を真っ向から否定する団体で
ある。

つまり安倍内閣の人的構成の基本
的本質は、反民主的、反平和的、好
戦的であり、加えてファシズムなの
である（2015年10月12日赤旗）。

③ と同時に、安倍内閣は、「一強
多弱内閣」であり、安倍首相の権力
志向に貫かれた内閣であり、安倍首
相の属僚内閣というべきである。こ
のような属僚内閣は一見強固にみえ
るが、実は国民の支持を失った、権
力にすぎる内閣なのである。

（8）① 現在南スーダンでは、
政府と反政府勢力との武力衝突によ
る内戦状態が生じている。そして南
スーダンには2012年1月から陸上自
衛隊が派遣されている。武力攻撃は
発生していないとの判断に基づくも
のであった。ところが2013年12月
には南スーダン政府と反政府勢力と
の間で武力衝突が起こり、戦闘は激

化した。事実上の内戦は今もなお続いている。

② 自衛隊派遣は、国連 PKO 部隊としての派遣であり、当時の政府が“武力紛争が発生していない”との判断に基づくものであった。しかし、戦闘は激化し事実上は内戦状態が続いている。本来 PKO 活動であれば、内戦に関与することなく、自衛隊を撤退させるべきである。ところが安倍政府は自衛隊派遣に固執した。何故か。PKO 活動に際しては原則として武器の使用は禁じられており、派遣自衛隊は極限的な場合にのみ武器使用が認められているのである。今回の南スーダン内戦に自衛隊員の派遣を継続したのは、アメリカと同様に、武力により中東に覇権を確立しようとしたからである（2015年10月10日赤旗）。

(9) 三重県教育委員会が県内の県立高校に対し、戦争法案を題材にした授業を行っているかを問う調査を行った。

しかし、この調査は、教員を委縮させ、教育の自由を侵害する不当、かつ違法な調査である（2015年10月11日赤旗）。

(10) ① 前述したように安倍内閣の基本的本質は「ファシズム内閣」である。このことは、安倍首相が9月24日党総裁に再選された直後の記者会見で「一億総社会」なる新

スローガンを打ち出したことから明らかである。

② このスローガンの実際に意味することは、多様な価値観、多様な思想、多様な信条、多様な宗教心など「多様性」を切り捨て、ひとしなみに「一億」という一括りにすることによって、安倍首相の特異なファシズム的価値観、思想、信条、宗教心を国民に押し付けることである。

③ 過去にもその例に事欠かない。戦時中にも「一億日本 心の動員」「進め一億 火の玉だ」「聖戦へ国民一億の体当たり」「一億が 国の手となれ 足となれ」「一億とともに挺身（ていしん）」「一億抜刀」「起てよ一億」「出せ一億の底力」「一億特攻隊の歌」などのスローガンが飛びかった。これらのスローガンは、無謀で悲惨な戦争に国民を「総動員」するためのイデオロギーであった。

安倍首相のいう「一億総活躍社会」なるものも、単なるスローガンにとどまらず、人民を戦争に駆り出す手段である。

(11) ① 2015年10月14日、安倍首相は、首相官邸で中国の楊潔篪国務委員（副首相クラス）と会談し、中国が「南京大虐殺」に関する資料を世界記憶遺産に登録申請したことに対し遺憾の意を伝えた。これに対し、楊氏は“歴史をしっかりと認め、未来に向かって進んでいくこ

とが重要だ” “第二次大戦に関する
ことについては国際的な定論がある”
と反論した。

② 南京大虐殺があったことは、
人数の点はともかく、事実自体は否
定できない程、数々の証言や資料が
あり、これらの資料は、戦争を再び

二 戦争法反対運動（一）

（１）① 2015年9月19日、「安
全保障関連法に反対する社会学者有
志の会」は、発足に当り声明を出し
た。声明は日本を「戦争ができる
国」にする憲法違反の法律が十分な
議論もなしに成立したことは“平和
主義、立憲主義、民主主義を根底か
ら破壊する”というものであり、社
会学は、社会現象に対する認識が社
会の現場や問題とどう関わるかを
“つねに自省する学問”だとし、社
会学者として“沈黙を続けることは
できません、……日本の社会に自由
と平和を取り戻すために実践を続け
てゆく”、というものであった。10
月1日現在329人が賛同している
（2015年10月2日赤旗）。

② 9月29日立教大学の有志によ
る「安全保障関連法に反対する立教
人の会」は抗議声明を発表した。声
明は、“戦争に反対し自由で平和な社
会を求める切実なものだ……今後も
勇気をもって行動し、発信し、希望

起こさないために必要な資料であ
る。にも拘わらず安倍首相が「遺
憾」の意を表したのは、「靖国史観」
と共通するもの、つまり「大東亜戦
争」（第二次世界大戦）が正戦であっ
たという彼の特異な思想の表れなの
である（2015年10月15日河北新
報）。

を創り出していくために連帯してい
きます”、というものであった（2015
年10月2日赤旗）。

（２）① 2015年10月8日、「総
がかり行動実行委員会」は都内で集
会を開き、主催者は、2000万人を目
標とする統一署名運動を毎月19日に
全国で行動することを訴えた。主催
者を代表して高田健氏は“戦争法は
強行採決されたが、全国の怒りのエ
ネルギーは消えず、むしろ希望が見
えているように思えます。引き続き
たたかいを続けよう”と呼びかけ
た。

また「安保法制に反対する学者の
会」の佐藤学氏は、“今回の強行採決
はクーデターだ、断固阻止する必要
がある”と述べた。日弁連憲法問題
対策本部の山岸良太氏は、“国会で決
まったとしても憲法違反は憲法違
反、立憲主義を日本に取り戻す”、と
語った（2015年10月9日赤旗）。

② また同月 8 日、市民団体「オールジャパン平和と共生」は、都内で総決起集会を開いた。集会宣言は、“安倍暴走政治は立憲主義に反し議会制民主主義を一顧だにしない政治手法は一種のクーデターによる憲法体制破壊だ”、と述べ、“一日も早く安倍政権を打倒して日本政治を国民の手に取り戻す”、と呼びかけた（同年 10 月 9 日赤旗）。

（3）2015 年 10 月 9 日、小澤隆一東京慈恵会医科大学教授をはじめとする 4 人の憲法学者が国会内で記者会見を行い、戦争法に抗議し同法の廃止を求める市民との連帯を表明する声明を出した。声明は、“戦争法につき立法行為自体が憲法を頂点とする法秩序を形骸化させるものであり、正当性を持たない、自衛隊の海外派兵を進め、米軍など他国軍隊と一体化した軍事行動に自衛隊を動員させる危険性のきわめて高い法律だ、審議打ち切りは国民主権と議会制民主主義からの重大な逸脱だ”、と批判した。声明賛同者は、8 日時点で 208 人である（10 月 10 日赤旗）。

② 10 月 8 日、「総がかり行動実行委員会」の集会が東京都内で開かれ、戦争法廃止、安倍内閣退陣を迫った。

そして「安全保障関連法に反対する学者の会」の佐藤学学習院大学教

授は、とんでもない事態が起きている、違憲の法律が強行され、憲法より上位に置く、これは政府によるクーデターだ、阻止するたたかいを続けよう“、と訴えた。「立憲デモクラシーの会」の石川健治東京大学教授は、“砂川判決で戦争法を正当化することはできない。砂川判決は軍事外交について、「一見極めて明白に違憲な場合は無効である」といっているのだ”と指摘した。

シールズの一人は“今まで国会の外の声こそ民主主義だと行動してきた、しかし戦争法が通った日、国会の外と中が繋がったと感じた、このつながりを途絶えさせてはならない、嵐は簡単に終わらない、これから一緒に頑張りましょう、と述べた（10 月 10 日赤旗）。

③ また違憲訴訟を準備している内田雅敏弁護士は、“集団的自衛権行使容認、戦争法制、立憲主義否定とたたかうことは法律家の責務だと多くの弁護士が考え、今訴状案を練っている”と述べた。

④ さらに日本国際ボランティアセンター顧問の熊岡路也氏は、“アフガニスタンで起きた米軍の『国境なき医師団』への病院誤爆は、国際人道法違反であり、アメリカの戦争が多くの犠牲者をつくり、内戦 IS 勢力をつくり出した、日本に直接関係のないアメリカの侵略戦争に自衛隊を送

るべきではない”、と述べた（10月10日赤旗）。

（4）① なおここで2015年9月17日、参議院安保法制特別委員会の戦争法可決に関する会議録が初めて公開された。当初は議員にのみ提供された未定稿では「(議場騒然、聴取不能)」とのみ記載されていたが、公開された議事録では「可決すべきものと決定した」と書き加えられたのである。

② この一事をとってみても戦争法可決は、法的にみて無効である（10月14日赤旗）。

（5）① 10月16日、戦争法に反対してきた諸団体と民主、維新、社民、生活、共産の野党5党は、国会内で意見交換会を開き、今後定期的に意見交換会を開くことを確認した。

また「戦争させない、9条壊すな、総がかり行動実行委員会」「安全保障関連法に反対する学者の会」「シールズ=自由と民主主義のための学生の緊急行動」「安保闘争ママの会」「立憲デモクラシーの会」「日本弁護士連合会」もこの会合に参加した。

その会合で出された意見は次の通りである。“戦争法廃止、閣議決定

(集団的自衛権を容認した決定)の取り消し、政権交代をめざしていく”学者の会)、“選挙にコミット(参加)することや来年の参院選で戦争法廃止を争点化することが重要、野党には協力してほしい、学生が投票しやすい環境、運動等も検討したい”(シールズ)、“2000万人以上の署名活動や大集会会指しに取り組む“(総がかり行動実行委員会)、“共産党の志位委員長が提案した国民連合政府につき、各党の反応に関心がある“(立憲デモクラシーの会)、“大変期待を持った“(ママの会)、“立憲主義民主主義法治主義が破壊されたままの状況を放置できないという認識を完全に共有したい、戦争法廃止の国民連合政府の実現が必要だ”などの意見が多く出された。(10月17日赤旗)。

② このように安倍内閣の戦争法は、野党や市民運動の反対活動を活性化したのである。国民連合政府構想については後に述べることにする。

（6）なお、10月15日、日本は国連安全保障理事会非常任理事国に選出されことを書き留めておく。

(以下次号。2015年10月に起きた安保法制関連の動きは後2回続きます。6月15日、7月1日号を予定します。その後2015年11月に起こった事象に入ります。)